官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令（農林水産四九）　二
〔法規的告示〕
○情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示の一部を改正する告示（経済産業一六三）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一三四）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一六七四）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業一六四）　七
○道路に関する件（東北地方整備局八五）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局六三）　八
○道路に関する件（中国地方整備局八二）　八
〔国会事項〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　法務省　八
〔人事異動〕
官庁事項　九
〔官庁報告〕
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　九
法務
公証人法第十三条ノ二に規定する公証人の選考に関する公告（検察官・公証人特別任用等審査会）　一〇
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（栃木労働局最低賃金公示三、福岡同五・六）　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一二八）　一二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一三
特殊法人等
企業年金基金精算結了・清算人退任関係　三〇
会社その他

省令

○農林水産省令第四十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和七年十一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整理に関する省令

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第一条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

様式第八十九号中「及び第六項（中略）」を「若しくは第六項（中略）」に、「第十四条の三第二項」を「第十四条の三第三項」に改め、「第十八条の二」の下に「（中略）」を加え、「第二十三条の二の八第二項」を「第二十三条の二の八第三項」に、「第二十三条の二十八第二項」を「第二十三条の二十八第三項」に、「第六十八条の二の五第一項若しくは第二項」を「第六十八条の二の五、第六十八条の二の六第一項若しくは第二項」に改め、「第九条の二」の下に「（中略）」を加え、「第三十条第三項から第四項」を「第三十条第三項若しくは第四項」に、「第六十八条の二の五（中略）」を「六十八条の二の六（中略）」に、「第七十七条の二の二」を「第七十二条の二の二」に、「（中略）、第五号若しくは第六号」を「若しくは第五号から第七号まで」に改める。

（家畜伝染病予防法施行規則及び獣医療法施行規則の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

一　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第五十六条の二第六号

二　獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第一条第一項第十一号

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の施行の日（令和七年十一月二十日）から施行する。

（動物用医薬品等取締規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の動物用医薬品等取締規則様式第八十九号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の動物用医薬品等取締規則様式第八十九号によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法規的告示

○経済産業省告示第百六十三号

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第一条の規定に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示（平成二十九年経済産業省告示第九十四号）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。ただし、申請日において当該要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。	**第一条**　情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号。以下「規則」という。）第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、申請日において当該要件に係る事務に従事しなくなった日の翌日から起算して三年を経過している場合にあっては、この限りでない。
一　警察庁（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。）又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、警察法第五条第四項第六号ハに掲げるサイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事務、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関する事務その他サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者	一　警察庁（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十五条に規定する警察庁をいう。）又は都道府県警察（警察法第三十六条第一項に規定する都道府県警察をいう。）のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者であること。
二　自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者	二　自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊をいう。）において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者であること。

三　内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要施策に関する情報の収集調査に関する事務であって、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると内閣情報官が認める者

四　独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第七条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると機構の理事長が認める者

第二条　（略）

2　（略）

3　経済産業大臣は、申請者に対し、第一項の認定をしたときはその旨を記載した書面を交付し、同項の認定をしないものとしたときはその旨を通知する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第百三十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十一月七日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属

田中　芳樹

三　内閣官房（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条に規定する内閣官房をいう。）において、内閣の重要施策に関する情報の収集調査に関する事務であって、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると内閣情報官が認める者

四　独立行政法人情報処理推進機構（以下、この号及び第二条において「機構」という。）から委嘱を受け、法第七条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）又はサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法第三十一号）の施行前の情報処理の促進に関する法律第七条第二項に規定する情報処理技術者試験の実施に関する事務（情報セキュリティスペシャリスト試験の問題を作成するものに限る。）に従事した期間が通算して二年以上である者であって、法第三条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると機構の理事長が認める者であること。

第二条　（略）

2　（略）

3　経済産業大臣は、申請者に対し、同条の認定をしたときはその旨を記載した書面を交付し、同条の認定をしないものとしたときはその旨を通知する。

○農林水産省告示第千六百七十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十一月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31398号 令和７年11月７日	Actinotus helianthi Labill.	フェアリーカスタード	25	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	令和４年７月26日
第31399号 令和７年11月７日	Caryopteris x clandonensis A. Simmonds ex anon.	Gold Crest	30	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	令和４年２月21日
第31400号 令和７年11月７日	Cortaderia selloana (Schult. & Schult. f.) Asch. & Graebn.	DAY1	25	V.O.F. Daylight Boomkwekerij Kooiweg 5, 2771WJ Boskoop, The Netherlands	令和３年１月21日
第31401号 令和７年11月７日	Gentiana L.	いわてEB-3号	〃	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	令和４年３月14日
第31402号 令和７年11月７日	〃	縄文の舞	〃	一戸町 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢24番地９	令和４年７月26日
第31403号 令和７年11月７日	〃	御所野ヴェール	〃	〃	〃
第31404号 令和７年11月７日	〃	Bzc-1 mut1	〃	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	令和５年８月10日

第31405号 令和７年11月７日	Hydrangea L.	NCHA7	30	Spring Meadow Nursery, Inc. 12601 120th Ave. Grand Haven, Michigan, 49417, USA	令和２年７月16日
第31406号 令和７年11月７日	〃	ルミナ	〃	高尾光一 福岡県久留米市田主丸町菅原1558	令和２年11月16日
第31407号 令和７年11月７日	〃	LC NO8	〃	Alex Schoemaker Living Creations Holding B.V. Rijneveld 37, 2771XX Boskoop, The Netherlands	令和３年３月11日
第31408号 令和７年11月７日	〃	LC NO11	〃	〃	〃
第31409号 令和７年11月７日	〃	LC NO12	〃	〃	〃
第31410号 令和７年11月７日	〃	GRHP14	〃	Guido Albert Maria Rouwette Achelerweg 4, 6301 RK Valkenburg, The Netherlands	令和４年６月７日
第31411号 令和７年11月７日	〃	GRHP10	〃	〃	令和４年11月17日
第31412号 令和７年11月７日	〃	GRHP08	〃	〃	令和４年３月28日
第31413号 令和７年11月７日	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	H231LE	25	株式会社北研 栃木県下都賀郡壬生町中央町13番１号	令和５年５月19日
第31414号 令和７年11月７日	〃	KS25	〃	株式会社かつらぎ産業 和歌山県橋本市高野口町向島123番地の１	令和５年11月２日
第31415号 令和７年11月７日	Limonium Mill.	FKH17-13	〃	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	令和３年12月28日
第31416号 令和７年11月７日	〃	KRPu1738S	〃	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	令和４年３月14日
第31417号 令和７年11月７日	〃	KRPu1740S	〃	〃	〃
第31418号 令和７年11月７日	〃	BARODITEPIN K	〃	BARBERET & BLANC, S.A. Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain	令和４年11月17日
第31419号 令和７年11月７日	〃	エーデルスカイ	〃	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号	〃
第31420号 令和７年11月７日	〃	FKH17-27	〃	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	令和４年12月22日
第31421号 令和７年11月７日	Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart	KAIR-TS15	〃	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	令和３年11月22日
第31422号 令和７年11月７日	〃	INZ-19	〃	〃	〃
第31423号 令和７年11月７日	Ranunculus L.	サラセレネ　アマルティア	〃	新井信明 群馬県邑楽郡邑楽町篠塚3977番地	令和３年９月30日
第31424号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　エヴァンジェリン	〃	〃	〃

第31425号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　モノケロス	〃	〃	〃
第31426号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　ラゴス	〃	〃	〃
第31427号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　パルセノス	〃	〃	〃
第31428号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　カルキノス	〃	〃	〃
第31429号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　イパリオン	〃	〃	〃
第31430号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　ソウザンナ	〃	〃	〃
第31431号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　ミクロスコピオ	〃	〃	〃
第31432号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　ヴァシリキ	〃	〃	〃
第31433号 令和７年11月７日	Rhododendron L.	MICROHIRS3	30	INKARHO GmbH Brannenweg 5 a, 26160 Bad Zwischenahn, Germany	令和元年６月11日
第31434号 令和７年11月７日	〃	侑奈（ゆうな）	〃	山田享禎 福岡県久留米市高良内町1203	令和３年11月29日
第31435号 令和７年11月７日	〃	Rhodunter 151	〃	INKARHO GmbH Brannenweg 5 a, 26160 Bad Zwischenahn, Germany	令和４年１月20日
第31436号 令和７年11月７日	Solanum melongena L.	とげなし豊両（ほうりょう）	25	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	令和４年３月28日
第31437号 令和７年11月７日	Solanum tuberosum L.	ベンタナ	〃	EUROPLANT Innovation GmbH & Co. KG Wulf-Werum-Strasse 1, D-21337 Luneburg, Germany	令和３年６月15日
第31438号 令和７年11月７日	〃	ファボラ	〃	〃	〃
第31439号 令和７年11月７日	〃	バルーナ	〃	〃	〃

⑵　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

２　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31398号 令和７年11月７日	Actinotus helianthi Labill.	フェアリーカスタード	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

第31399号 令和７年11月７日	Caryopteris x clandonensis A. Simmonds ex anon.	Gold Crest	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	〃	〃
第31400号 令和７年11月７日	Cortaderia selloana (Schult. & Schult. f.) Asch. & Graebn.	DAY1	V.O.F. Daylight Boomkwekerij Kooiweg 5, 2771WJ Boskoop, The Netherlands	〃	〃
第31401号 令和７年11月７日	Gentiana L.	いわてEB-3号	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	〃	〃
第31404号 令和７年11月７日	〃	Bzc-1 mut1	〃	〃	〃
第31410号 令和７年11月７日	Hydrangea L.	GRHP14	Guido Albert Maria Rouwette Achelerweg 4, 6301 RK Valkenburg, The Netherlands	〃	〃
第31411号 令和７年11月７日	〃	GRHP10	〃	〃	〃
第31412号 令和７年11月７日	〃	GRHP08	〃	〃	〃
第31413号 令和７年11月７日	Lentinula edodes (Berk.) Pegler	H231LE	株式会社北研 栃木県下都賀郡壬生町中央町13番１号	〃	〃
第31414号 令和７年11月７日	〃	KS25	株式会社かつらぎ産業 和歌山県橋本市高野口町向島123番地の１	〃	〃
第31415号 令和７年11月７日	Limonium Mill.	FKH17-13	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	〃	〃
第31416号 令和７年11月７日	〃	KRPu1738S	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	〃	〃
第31417号 令和７年11月７日	〃	KRPu1740S	〃	〃	〃
第31419号 令和７年11月７日	〃	エーデルスカイ	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号	〃	〃
第31420号 令和７年11月７日	〃	FKH17-27	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	〃	〃
第31421号 令和７年11月７日	Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart	KAIR-TS15	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	〃	〃
第31422号 令和７年11月７日	〃	INZ-19	〃	〃	〃
第31424号 令和７年11月７日	Ranunculus L.	サラセレネ　エヴァンジェリン	新井信明 群馬県邑楽郡邑楽町篠塚3977番地	〃	〃
第31425号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　モノケロス	〃	〃	〃
第31426号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　ラゴス	〃	〃	〃
第31427号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　パルセノス	〃	〃	〃
第31428号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　カルキノス	〃	〃	〃
第31429号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　イパリオン	〃	〃	〃

第31430号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　ソウザンナ	〃	〃	〃
第31431号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　ミクロスコピオ	〃	〃	〃
第31432号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　ヴァシリキ	〃	〃	〃
第31433号 令和７年11月７日	Rhododendron L.	MICROHIRS3	INKARHO GmbH Brannenweg 5 a, 26160 Bad Zwischenahn, Germany	〃	〃
第31435号 令和７年11月７日	〃	Rhodunter 151	〃	〃	〃
第31436号 令和７年11月７日	Solanum melongena L.	とげなし豊両（ほうりょう）	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	〃	〃

3　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第31398号 令和７年11月７日	Actinotus helianthi Labill.	フェアリーカスタード	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	岐阜県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第31401号 令和７年11月７日	Gentiana L.	いわてEB-3号（ごう）	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	岩手県	〃
第31404号 令和７年11月７日	〃	Bzc-1 mut1	〃	〃	〃
第31424号 令和７年11月７日	Ranunculus L.	サラセレネ　エヴァンジェリン	新井信明 群馬県邑楽郡邑楽町篠塚3977番地	群馬県邑楽郡	〃
第31425号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　モノケロス	〃	〃	〃
第31426号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　ラゴス	〃	〃	〃
第31427号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　パルセノス	〃	〃	〃
第31428号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　カルキノス	〃	〃	〃
第31429号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　イパリオン	〃	〃	〃
第31430号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　ソウザンナ	〃	〃	〃
第31431号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　ミクロスコピオ	〃	〃	〃
第31432号 令和７年11月７日	〃	サラセレネ　ヴァシリキ	〃	〃	〃

○経済産業省告示第百六十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百四十九号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域		指定の期間
令和七年九月二日からの大雨	秋田県	能代市 仙北市 北秋田郡上小阿仁村 南秋田郡五城目町	令和七年九月二日から令和八年一月六日まで

○東北地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	能代市二ツ井町切石字中新田二四〇番から同市二ツ井町切石字厩ケ台二五一番まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十一月七日

○北陸地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
胎内市羽黒字川原一八六二番四七から同市羽黒字川原一八六二番九三まで	前	二四・七九～六九・六七メートル	○・三六六キロメートル
	後	二四・七九～五〇・八九メートル	○・三六六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中国地方整備局告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、中国地方整備局、同局松江国道事務所及び同局浜田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月七日　中国地方整備局長　杉中　洋一

一　道路の種類及び路線名	道路の位置
一般国道　九号	安来市飯島地先から鹿足郡津和野町中座地先まで
一般国道　五十四号	松江市宍道町佐々布地先から飯石郡飯南町下赤名地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　島根県知事　丸山　達也

住所　島根県松江市殿町一番地

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道九号及び五十四号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道九号及び五十四号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　令和七年十月九日から本協定の存続する日まで

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

病院と診療所の支援等に関する質問主意書（山井和則提出）

持続可能な保護司制度の確立に関する質問主意書（藤原規眞提出）

公益通報者保護法に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

「次世代の動力」の自衛隊潜水艦への活用に関する質問主意書（宮川伸提出）

質問書転送

十一月五日次の質問主意書を内閣に転送した。

更生保護施設委託費減額に関する質問主意書

身体障害者手帳の認定基準の透明性及び支援の在り方に関する質問主意書

高齢者による火災の防止及び生活支援を含む啓発活動の在り方に関する質問主意書

公正取引委員会による労働組合結成の促進の適否に関する質問主意書

介護支援専門員の更新制度及び処遇確保策に関する質問主意書

所信表明演説の幾つかの点に関する質問主意書

報告書受領

十一月五日倉田国立国会図書館長から額賀議長宛、令和六年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

参議院

議事日程

十一月六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第四号

令和七年十一月六日（木曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第三日）

質問主意書提出

十一月五日議員から次の質問主意書が提出された。

ジェノサイドの罪の慣習国際法化に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第二八号）

アジア開発銀行（ＡＤＢ）の原発支援への方針転換に関する質問主意書（伊勢崎賢治提出）（第二九号）

質問主意書転送

十一月五日次の質問主意書を内閣に転送した。

医師の偏在是正に向けた総合的な対策に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二六号）

高市早苗内閣総理大臣の所信表明演説で言及されたＴＳＭＣの経済効果に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二七号）

報告書受領

十一月五日国立国会図書館長から、国立国会図書館法第六条の規定による令和六年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告を受領した。

人事異動

内閣

総務大臣秘書官に任命する　宮本　賢一

法務大臣秘書官に任命する　廣瀬　典子

外務大臣秘書官に任命する　近藤　真幸

財務大臣秘書官に任命する　源平　尚人

厚生労働大臣秘書官に任命する　原島　潤

農林水産大臣秘書官に任命する　田中　辰明

経済産業大臣秘書官に任命する　來間　誠司

国土交通大臣秘書官に任命する　大串　穂尭

環境大臣秘書官に任命する　佐藤　紀人

防衛大臣秘書官に任命する　干場香名女

国務大臣秘書官に任命する　佐藤　尚之

木原国務大臣附を命ずる

国務大臣秘書官に任命する　髙野　雅樹

松本国務大臣附を命ずる

国務大臣秘書官に任命する
黄川田国務大臣附を命ずる
国務大臣秘書官に任命する
小野田国務大臣附を命ずる
法務大臣秘書官　石井あゆ子
外務大臣秘書官　佐波　利昭
財務大臣秘書官　山口　明浩
文部科学大臣秘書官　葉原　雄尚
厚生労働大臣秘書官　小平　達也
農林水産大臣秘書官　岩永　幸雄
経済産業大臣秘書官　干場香名女
国土交通大臣秘書官　野田　真奈
環境大臣秘書官　（武藤　真奈）
防衛大臣秘書官　杉戸　研介
国務大臣秘書官　三谷　智雄
同　豊田　圭三
同　宮本　賢一
同　服部　誉
同　李　燁明
同　関根　千里
同　來間　誠司
同　安田　年一
同　魚住　純也
願に依り本官を免ずる（各通）（以上十月二十一日）
文部科学大臣秘書官に任命する（十月二十二日）　柏原　隆宏
国務大臣秘書官に任命する　古田　潤
城内国務大臣附を命ずる（十一月一日）

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　髙井　良浩
宮崎県警察本部長を命ずる（十月二十日）

警　察　庁

（宮崎県警察本部長）警視監　平居　秀一
警察大学校警務教養部長を命ずる
（警察大学校特別捜査幹部研修所長）同　櫻井　美香
警察大学校警務教養部長事務取扱を免ずる（以上十月二十日）

法　務　省

（堺区検察庁副検事）副検事　坂口　和生
大阪区検察庁副検事に配置換する
（京都区検察庁副検事）同　中島　雅智
堺区検察庁副検事に配置換する
（大阪区検察庁副検事）同　光島　政義
京都区検察庁副検事に配置換する
（同）同　森　資和
葛城区検察庁副検事に配置換する
愛敬　浩二　青井　未帆
有田　謙司　市川　祐生
稲葉　一将　岩田　整
内海　博俊　愛知　靖之
緒方　桂子　小澤　英明
木村耕太郎　隈部　泰正
黒川　哲志　塩津　立人
清水　靖博　杉本　純子
田代　浩誠　田近　肇
永塚　弘毅　西村　枝美
萩原　浩太　浜田　薫
水島　朋則　湊　二郎
山下功一郎　雪竹　奈緒
横溝　大　同　岩佐　圭祐
同　葛西　功洋
同　神谷　厚毅
同　篠田　賢治
同　下　和弘
同　西村康一郎
同　堀田　佐紀
同　和久　一彦
令和八年司法試験考査委員に任命する
任期は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和八年十二月三十一日までとする（各通）
秋野　卓生　安藤　紘人
池田　聡　伊藤　一哉
上田　淳史　内田　義厚
沖　隆一　垣内　秀介
北川佳世子　北村　聡子
小出　篤　小島　淳
小島豊一郎　齊藤　彰子
実野　現　嶋矢　貴之
鈴木　成之　髙田　祐史
根本　尚徳　野口　容子
廣谷　章雄　松原　香織
矢作　和彦　山本　哲生
米村　滋人　伊藤　聡志
判事兼簡易裁判所判事　同　神吉　康二
同　内山　裕史　同　佐伯　良子
同　郡司　英明　同　井出　正弘
同　衣斐　瑞穂
同　鎌野　真敬
同　木口　麻衣
同　澁谷　勝海
同　丹下　将克
同　花田　隆光
同　森田　淳
判事兼簡易裁判所判事　新井　誠
一高　龍司
上野　達弘
大坂　恵里
川濵　昇
倉部真由美
柴田　潤子
髙橋　祐介
長田　真里
西村　裕一
原田　大樹
森　肇志
横田　高人
令和八年司法試験考査委員に任命する
任期は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和九年二月二十八日までとする（各通）
赤石　憲昭　石原　剛
伊藤　武　稲垣　春樹
大川　千寿　小荒井　衛
佐藤　尚毅　杉本　裕
土田　宏成　土屋　俊二
中澤　高志　中丸　貴史
西倉　実季　野邊　厚
増渕　伸一　道上　達男
森山　至貴　宮丸　裕二
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和八年十一月三十日までとする（各通）
検事　青木　雄師
同　伊賀　和幸
同　猪股　直子
同　猪股　正貴
同　大原　高夫
同　大矢　康徳
同　小倉健太郎
同　鈴木　雅久
同　髙嶋　卓
同　土屋美奈江
同　戸取　謙治
同　中塩　東吾
同　中西　恭祐
同　**廣**瀬　達人
同　古谷　真良
同　堀田　秀一
同　松枝　正宣
同　村橋　摩世
同　渡邉　哲
検事兼法務教官　溝端　寛幸
令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年十二月三十一日までとする（各通）
検事　浅海　俊介
同　石田佳世子　同　石飛　勝幸
同　宇野　直紀　同　太田　章子
同　大友　亮介　同　小川　紀子
同　金杉　敏宏　同　久保庭幸之介
同　栗原　一紘　同　齊藤　恒久
同　笹井　朋昭　同　鈴木　輝仁
同　竹下　慶　同　武田　純一
同　栃倉　信　同　橋本　映司
同　波多野紀夫　同　早川　由規
同　原島　一郎　同　福士　寿子
同　志田健太郎　同　向井　翔
同　柴田　義人　同　丹下　友華
同　菱川　孝之　同　平野　貴之
同　福嶋　一訓　同　渡辺　諭
令和八年司法試験考査委員に任命する
任期は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に任命する
任期は令和九年二月二十八日までとする（各通）
伊藤　武　稲垣　春樹
大川　千寿　小荒井　衛
佐藤　尚毅　杉本　裕
土田　宏成　土屋　俊二
中澤　高志　中丸　貴史
西倉　実季　野邊　厚
増渕　伸一　道上　達男
森山　至貴　宮丸　裕二
令和八年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年三月三十一日までとする
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和九年二月二十八日までとする（各通）
同　江原　佑美　同　矢川　乾介
財務事務官　同　宮本　弘暁
令和八年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年十一月三十日までとする（各通）
（島根あさひ社会復帰促進センター矯正処遇部長）法務事務官　野元　陽一
鹿児島刑務所長に昇任させる（以上十一月一日）

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定による協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき公示する。
その関係図書は、中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和７年11月７日
中国地方整備局長　杉中　洋一
１　河川の名称　江の川水系江の川
２　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに附属するクロージャの部分
３　河川管理施設の位置　島根県江津市渡津町地先から島根県邑智郡川本町川本地先まで
４　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　島根県知事　丸山　達也
住所　島根県松江市殿町１番地
５　管理の内容　兼用工作物管理協定及び兼用工作物保守細則に記載
６　管理の期間　令和７年10月９日から本協定の存続する日まで

法　　務

公証人法第13条ノ２に規定する公証人の選考に関する公告

令和７年11月７日

検察官・公証人特別任用等審査会

1　公証人選考申込案内掲示期間及び選考申込願書受付期間

⑴　受付法務局における公証人選考申込案内掲示期間

令和７年11月10日（月曜日）午前８時30分から同年12月12日（金曜日）午後５時15分まで

⑵　受付法務局における選考申込願書受付期間

令和７年11月11日（火曜日）から同年12月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分まで

2　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
横浜地方法務局	相模原支局管内　相模原市	１人	令和８年６月１日
	厚木支局管内　厚木市	１人	令和８年10月１日
水戸地方法務局	龍ケ崎支局管内　取手市	１人	令和８年10月１日
宇都宮地方法務局	足利支局管内　足利市	１人	令和９年４月１日
前橋地方法務局	太田支局管内　太田市	１人	令和８年７月１日
静岡地方法務局	下田支局管内　下田市	１人	令和８年５月１日
長野地方法務局	飯田支局管内　飯田市	１人	令和８年５月１日
京都地方法務局	舞鶴支局管内　舞鶴市	１人	令和８年７月１日
奈良地方法務局	葛城支局管内　大和高田市	１人	令和８年７月１日
和歌山地方法務局	田辺支局管内　田辺市	１人	令和８年７月１日
名古屋法務局	半田支局管内　半田市	１人	令和８年６月１日
岐阜地方法務局	大垣支局管内　大垣市	１人	令和８年７月１日
富山地方法務局	高岡支局管内　高岡市	１人	令和８年７月１日
広島法務局	福山支局管内　福山市	１人	令和８年７月１日
松江地方法務局	浜田支局管内　浜田市	１人	令和８年７月１日
福岡法務局	直方支局管内　直方市	１人	令和８年６月１日
	行橋支局管内　行橋市	１人	令和８年７月１日
	筑紫支局管内　太宰府市	１人	令和８年９月１日
盛岡地方法務局	宮古支局管内　宮古市	１人	令和８年７月１日
札幌法務局	小樽支局管内　小樽市	１人	令和８年７月１日
旭川地方法務局	旭川本局管内　旭川市	１人	令和８年７月１日
高知地方法務局	四万十支局管内　四万十市	１人	令和８年７月１日

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月７日

栃木労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間1,056円」を「１時間1,104円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月７日

福岡労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間1,071円」を「１時間1,137円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月10日から効力を生ずる。

福岡労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福岡県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月７日

福岡労働局長　鈴木　一光

第４号中「１時間1,066円」を「１時間1,131円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月10日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期間

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０１２号

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地

清算株式会社　三協株式会社

代表清算人　鈴木　　泉

1　決定年月日　令和７年10月20日

2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０６０号
東京都港区愛宕２丁目５番１号
清算株式会社　株式会社Ａ－Ｄｉｇｉｔａｌ
1　決定年月日　令和７年10月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３０２５号
大阪市中央区北浜２丁目３番９号
清算株式会社　株式会社K
1　決定年月日　令和７年10月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続開始

令和７年（ミ）第３号
大阪市中央区博労町４丁目２番15号
更生会社　中川企画建設株式会社
代表者代表取締役　中川　廣次
1　決定年月日時　令和７年10月20日午後３時
2　主文　中川企画建設株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　髙木　大地
4　更生会社の債務者及び財産所持者は、更生会社（従前の代表者）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出期間
令和７年11月20日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間
令和７年12月26日から令和８年１月19日まで
7　更生債権等である社債を有する社債権者は、当該社債について会社更生法43条１項５号に規定する社債管理者等がある場合には、次のいずれかに該当する場合に限り、当該社債について議決権の行使ができる。ただし、更生計画案の決議における議決権の行使についての社債権者集会の決議が成立した場合は、議決権を行使できない。
⑴　当該社債について更生債権又は更生担保権の届出をしたとき、又は届出名義の変更を受けたとき
⑵　社債管理者等により更生債権又は更生担保権の届出がされた場合には、更生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでの間に議決権行使の申出をしたとき、又は申出名義の変更を受けたとき
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、令和７年10月27日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告いたします。

令和７年11月７日

神奈川県川崎市川崎区大川町２番１号
三菱化工機企業年金基金
清算人　渡邊　晃

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月七日

神奈川県横浜市青葉区千草台五二番地一〇九
（甲）合同会社ＦＳプロパティー
代表社員　塚原謙太郎
神奈川県横浜市青葉区千草台五二番地一〇九
（乙）合同会社Ｔ＆Ｍプロパティー
代表社員　塚原謙太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.sgcredit.shizuokagas.co.jp/
（乙）https://www.sg-hoken.co.jp/

令和七年十一月七日

静岡県静岡市駿河区八幡一丁目五番三八号
（甲）静岡ガスクレジット株式会社
代表取締役　加藤　俊文
静岡県静岡市駿河区八幡一丁目五番三八号
（乙）静岡ガス保険サービス株式会社
代表取締役　山梨　暢義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月九日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十九日
掲載頁　九十五頁（号外第一一八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年三月二十一日
掲載頁　八十二頁（号外第五十九号）
令和七年十一月七日

熊本県八代市新港町四丁目八番地
（甲）ヤマハ熊本プロダクツ株式会社
代表取締役　大石　賢二
熊本県上天草市姫戸町二間戸五九九五番地
（乙）ヤマハ天草製造株式会社
代表取締役　高木　敏幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、ＡはＢに対しては清掃業、警備事業、労働者派遣事業および職業紹介事業（グループ間の人材交流を含む）の、Ｃに対しては介護事業の、Ｄに対しては静岡県中部地区におけるセキュリティー事業の、Ｅに対しては静岡県東部地区におけるセキュリティー事業の権利義務をそれぞれ承継させ、ＢＣＤＥはそれを承継することにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（Ａ）https://www.sg-living.jp/
（Ｂ）確定した最終事業年度はありません。
（Ｃ）確定した最終事業年度はありません。
（Ｄ）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月四日
掲載頁　八十一頁（号外第七十七号）
（Ｅ）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月四日
掲載頁　八十一頁（号外第七十七号）
令和七年十一月七日

静岡県静岡市駿河区八幡一丁目五番三八号
（Ａ）静岡ガスリビング株式会社
代表取締役　加藤　力弥
静岡県静岡市駿河区八幡一丁目五番三八号
（Ｂ）静岡ガスヒューマンリソース株式会社
代表取締役　山梨　暢義
静岡県静岡市駿河区池田二八
（Ｃ）静岡ガスヘルスケア株式会社
代表取締役　河合　秀一
静岡県静岡市駿河区池田二八番地
（Ｄ）エネリア静岡株式会社
代表取締役　吉永　伸弥
静岡県沼津市岡一色八〇九番地
（Ｅ）エネリア東部株式会社
代表取締役　中田　喜雅

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により有限会社成（乙、住所高知市桟橋通一丁目一番三〇号）の遊技場（所在高知市桟橋通一丁目一番三〇号　名称新生）経営事業に関する権利義務及び資産を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙は計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月七日

愛媛県新居浜市高木町三番一三号
合同会社日光商事
代表社員　株式会社日光ホールディングス
職務執行者　川井　祐介

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社マイアミ（乙、住所大分県豊後大野市三重町芦刈二二四―一四）の遊技場（所在大分県豊後大野市三重町芦刈二二四番地一四　名称マイアミ大分三重店）経営事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十月二十四日
掲載頁　一一八頁（号外第二三七号）
令和七年十一月七日

大分県豊後大野市三重町市場四四四番地
株式会社プレシア
代表取締役　甲斐　浩一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社にゃんこカンパニー（住所　群馬県前橋市千代田町二丁目一〇番二号）に対して当社のＷｉ―Ｆｉ事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十六日
掲載頁　八十四頁（号外第一一五号）
令和七年十一月七日

東京都千代田区外神田五丁目一番二号末広ビル四階
株式会社ＩｏＴコンサルティング
代表取締役　金野　太一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ロケットモバイル（住所　東京都千代田区外神田五丁目一番二号末広ビル四階）に対して当社のＳＩＭ事業とメディア事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十六日
掲載頁　八十四頁（号外第一一五号）
令和七年十一月七日

東京都千代田区外神田五丁目一番二号末広ビル四階
株式会社ＩｏＴコンサルティング
代表取締役　金野　太一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月七日

仙台市若林区清水小路八番地

合同会社マルケア

代表社員　竹田恵理子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月七日

東京都練馬区中村三丁目五番一〇号第二メディカルビル

合同会社ＢＬＵＥ　ＶＯＹＡＧＥ

代表社員　中山　聡子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月七日

東京都大田区蒲田一丁目一五番一六号二〇一

合同会社SEKITOBA

代表社員　藤村　明人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月七日

東京都豊島区南池袋一丁目九番一八号

合同会社ＥＸＣＥＥＤ

代表社員　豊川　英雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月七日

神奈川県平塚市東八幡三丁目一〇番六号

合同会社リベ湘南

代表社員　伊藤　哲博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月七日

名古屋市南区阿原町五一番地

エムアンドエスジャパン合同会社

代表社員　加藤　葉子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月七日

沖縄県中頭郡読谷村字喜名三三三番地八

One Beach Capital㈱

代表社員　田中　健太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億千八十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況につき、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月七日

東京都千代田区神田東松下町三七番地林道ビル七階

有限会社ティーエム興産

代表取締役　坂田　宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十五日

掲載頁　五十五頁（号外第二二九号）

令和七年十一月七日

東京都渋谷区渋谷三丁目六番一五号

Ｅａｒｔｈ　ｈａｃｋｓ株式会社

代表取締役　関根　澄人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億七千六百万円減少させ、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十八日

掲載頁　八十八頁（号外第二三九号）

令和七年十一月七日

新潟市西区山田二三〇七番地九五

株式会社サンメック

代表取締役　高野　政芳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一八七頁（号外第二四二号）

令和七年十一月七日

大阪市都島区御幸町二丁目六番一八号

株式会社サカエ

代表取締役　深瀬　修

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月八日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月一日

掲載頁　一四一頁（号外第一七六号）

令和七年十一月七日

愛媛県西条市港九三番地一

菅工業株式会社

代表取締役　菅　博樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六億八千五十五万円減少し、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十一日

掲載頁　六十三頁（号外第八十九号）

令和七年十一月七日

東京都港区海岸一丁目四番二二号ＳＮビル四Ｆ

株式会社ＫＡＣＨＩＥＬ

代表取締役　久保憂希也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三百六十億四千六百九十四万三千四百二十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一〇二頁（号外第一四四号）

令和七年十一月七日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号

コーニングジャパン株式会社

代表取締役　古川　貴浩

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十六億二千百十七万九千円、利益準備金の額を一億五千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　五十五頁（号外第六十三号）

令和七年十一月七日

東京都中央区銀座七丁目四番十七号

株式会社電通ライブ

代表取締役　髙木　正彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千九百七十三万五千十四円、資本準備金の額を一億六千九百七十三万五千十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　六十八頁（号外第八十八号）

令和七年十一月七日

札幌市北区北二十一条西十二丁目北海道産学官協働センター

株式会社エヌビィー健康研究所

代表取締役　髙山　喜好

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千百七十五万九千十四円、資本準備金の額を一億千四百九十一万九千十三円それぞれ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十四日

掲載頁　二頁

令和七年十一月七日

東京都中央区銀座一丁目七番七号

ＤＡＹＬＩＬＹ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　小林　百絵

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四百八十一万八千六十円、資本準備金の額を二億八千九百八十五万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.health2sync.com/ja/about

令和七年十一月七日

東京都千代田区神田須田町二丁目三番一号

シンクヘルス株式会社

代表取締役　野本　祐司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千四百五十万円、資本準備金の額を一億四千五百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年十一月七日

大阪市北区曽根崎二丁目三番五号

ＴＨＥ　ＯＲＩＥＮＴＡＬ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ株式会社

代表取締役　日浅　章展

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月十五日株主総会の決議により、資本金を金五千八百十八万三千九百五十円から金一千万円に減少し、併せて資本準備金を金五千五百十八万三千九百五十円減少して累積損失の填補に充当することにいたしました。つきましては、本公告掲載の日から一箇月以内に異議のある債権者は、その旨を当社にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

https://biopyrrin.chips.jp/wordpress/

令和七年十一月七日

島根県出雲市今市町北本町一丁目一番地

セントラルビル二階　株式会社出雲生科

代表取締役　大西　新

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十三日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年十二月十五日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十一月七日

東京都港区南麻布一丁目二番三号

株式会社三田無線研究所

代表取締役　茨木　悟郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月七日

千葉県野田市木間ケ瀬七九九二番地

ハヤシ化成工業株式会社

代表取締役　笠原　康夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月七日

東京都町田市下小山田町二六七四番地

株式会社川村工業

代表取締役　川村　篤

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月七日

東京都大田区中央六丁目二八番五号

株式会社旭工業

代表取締役　影山　忍

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月七日

福岡県飯塚市横田六七七番地二

飯塚ガス株式会社

代表取締役　岡部　透

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中村武が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月七日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース

タックス税理士法人内

TOSCA HOLDINGS2PTE.LTD.

日本における代表者　中村　武

吸収分割公告及び合併公告

左記の甲及び乙は吸収分割して甲は乙の販売部門及び管理部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

また、前甲乙間の吸収分割の効力発生を停止条件として、左記の乙及び丙は合併して丙は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この会社分割又は合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　二〇三頁（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一八九頁（号外第一四六号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一八九頁（号外第一四六号）

令和七年十一月七日

東京都板橋区小豆沢三丁目六番一〇号

（甲）オリエンタル酵母工業株式会社

代表取締役社長　新井　秀夫

京都府京都市右京区西京極葛野町二八番地

（乙）株式会社オリエンタルバイオサービス

代表取締役社長　鈴木　浩昭

長野県伊那市荒井三〇五二番地一

（丙）北山ラベス株式会社

代表取締役社長　鈴木　浩昭